

10 指導監査課・各県事務所関係

(1) 平成27年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【保険医療機関等の指導・監査実施状況】

(単位：件)

県名	対象機関	集団指導(注1)		集团的個別指導(注2)	個別指導(注3)	新規個別指導(注4)	監査(注5)	施設基準等適時調査(注6)
		保険医療機関等を対象	保険医等を対象					
青森	医 科	826	93	35	24	22	0	45
	歯 科	497	5	41	24	9	0	0
	薬 局	669	38	47	24	32	0	0
	訪問看護	11				0	0	0
岩手	医 科	835	78	33	28	12	0	46
	歯 科	637	17	49	24	10	1	0
	薬 局	631	59	45	23	16	0	0
	訪問看護	10				0	0	0
宮城	医 科	1,338	9	53	38	38	0	69
	歯 科	1,130	41	85	34	23	2	0
	薬 局	1,216	0	86	44	58	0	0
	訪問看護	18				0	0	0
秋田	医 科	686	117	24	14	19	0	43
	歯 科	496	2	37	19	6	0	0
	薬 局	571	31	43	18	24	1	0
	訪問看護	9				0	0	0
山形	医 科	815	209	31	33	14	1	45
	歯 科	537	1	32	17	9	1	0
	薬 局	624	92	44	22	25	0	0
	訪問看護	7				0	0	0
福島	医 科	1,146	188	53	43	14	0	63
	歯 科	953	37	70	35	13	1	0
	薬 局	946	79	62	35	18	0	0
	訪問看護	11				0	0	0
合計	医 科	5,646	694	229	180	119	1	311
	歯 科	4,250	103	314	153	70	5	0
	薬 局	4,657	299	327	166	173	1	0
	訪問看護	66				0	0	0

【行政措置を受けた保険医療機関等数、保険医等数】

(単位：件)

県名	対象機関	保険医療機関等数			保険医等数		
		取消(相当を含む)	戒告	注意	取消	戒告	注意
青森	医 科	0	1	0	0	0	2
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
岩手	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	1	0	0	1	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
宮城	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	2	0	0	2	0	1
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
秋田	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
山形	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
福島	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	2	0	0	1	4	3
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			
合計	医 科	0	1	0	0	0	2
	歯 科	5	0	0	4	4	4
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0			

【柔道整復師の指導・監査実施状況】 (単位：件)

県名	個別指導		監査	
	柔道整復師数	実施回数(日)	柔道整復師数	実施回数(日)
青森	1	2	0	0
岩手	2	3	0	0
宮城	3	3	1	1
秋田	0	0	0	0
山形	1	1	0	0
福島	2	2	0	0
合計	9	11	1	1

【保険医療機関等指定状況】 (単位：件)

平成27年4月1日～平成28年3月31日

県名	新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
青森	24	20	35	80	52	57
岩手	22	19	31	86	53	67
宮城	69	33	84	152	99	105
秋田	19	9	20	79	45	57
山形	18	13	49	65	43	71
福島	39	17	45	132	89	111
合計	191	111	264	594	381	468

※新規指定保険医療機関数は新規のほか移動、組織変更、交代等が含まれる。

【保険医療機関等情報】 (単位：件)

平成28年3月31日現在

県名	対象機関	医療機関等数	保険医等数
青森	医科	826	3,336
	歯科	589	939
	薬局	603	2,181
	訪問看護	127	
岩手	医科	811	3,459
	歯科	626	1,308
	薬局	573	2,205
	訪問看護	101	
宮城	医科	1,517	6,630
	歯科	1,095	2,290
	薬局	1,092	5,691
	訪問看護	134	
秋田	医科	700	2,807
	歯科	478	798
	薬局	529	2,261
	訪問看護	62	
山形	医科	831	2,896
	歯科	508	792
	薬局	561	1,672
	訪問看護	60	
福島	医科	1,317	4,804
	歯科	935	1,577
	薬局	875	3,463
	訪問看護	140	
合計	医科	6,002	23,932
	歯科	4,231	7,704
	薬局	4,233	17,473
	訪問看護	624	

【柔道整復師情報】 (単位：件)

平成28年3月31日現在

県名	施術所数	柔道整復師	
		協定(注7)	契約(注8)
青森	359	126	296
岩手	294	231	194
宮城	810	621	655
秋田	266	97	231
山形	320	122	281
福島	564	532	242
合計	2,613	1,729	1,899

(2) 関係用語集

用語	内 容
注1 集団指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、一定の場所に集めて講習等の方式により行う指導。
注2 集团的個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により個別に簡便な面接懇談方式により行う指導。
注3 個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注4 新規個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、新規指定より概ね6ヶ月経過した保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注5 監査	保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼とし、保険医療機関等に対し一定の場所、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う監査。
注6 施設基準等適時調査	診療報酬項目の算定要件となっている人員配置や設備等の基準である基本診療料等の施設基準等の届出があった保険医療機関等を対象とし、原則として年1回、受理後6ヶ月以内を目途に保険医療機関等において行う調査。
注7 協定	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と社団法人都道府県柔道整復師会との間で行われている協定に基づき登録された社団法人都道府県柔道整復師会の会員の柔道整復師。
注8 契約	地方厚生（支）局長及び都道府県知事と結んだ契約に基づき承諾された社団法人都道府県柔道整復師会の会員以外の柔道整復師。